

令和 5 年度東大阪市一般会計決算不認定に係る措置報告の件

令和 5 年度東大阪市一般会計決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

1 不認定となった日

令和 6 年 1 2 月 2 日

2 講じた措置の内容

花園ラグビー場の芝生、花園中央公園の除草について、指定管理者の管理が不十分であったこと、また、指定管理者に対する行政の管理監督が不十分であったことに対する再発防止策として、次の措置を講じた。

(1) 花園ラグビー場第 1 グラウンド芝生の適正な管理の担保に向けた措置

ア 市と指定管理者が施設の管理運営に関して締結する協定書（仕様書含む）を文章にて表現するだけでなく、求める芝生の状態のグラウンド写真を添付して補足することで要求水準をより明確化し、マスターズ花園、全国高等学校ラグビーフットボール大会、ラグビー日本代表戦については、養生期間を適切に確保して万全の状態を迎えられるようにすることを求めた。

（２）花園中央公園の適正な除草の担保に向けた措置

ア 市と指定管理者が施設の管理運営に関して締結する協定書（仕様書含む）に、日常点検として園内巡回の実施、雑草の繁茂状況を確認するため、月に一度の園内20箇所の定点観測とその状況を市に報告することを追加した。また、除草については、概ね1年間に3回以上の定期除草としていたが、草の繁茂状況に応じて適宜4回以上の除草を実施すること、市から除草の指示があった場合には、3日以内に対応することを追加した。

（３）指定管理者に対する管理監督を強化する措置

ア 指定管理者から提出される管理業務の実施状況等に関する月次報告書の内容、市民要望や市からの指示への対応状況等について、市職員による現地確認を強化した。